

農業災害補償法の一部を改正する法律案要綱

第一 題名の改正

法律の題名を「農業保険法」とすること。

(題名関係)

第二 目的の改正

この法律は、農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故による損失を補填する共済の事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動等による農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行う農業保険の制度を確立し、もって農業の健全な発展に資することを目的とすること。

(第一条関係)

第三 農業経営収入保険事業の創設

一 農業経営収入保険事業

農業経営収入保険事業は、次に掲げる事業とすること。

- (一) 被保険者の農業収入の減少について、当該被保険者に対し保険金を交付する事業（以下「農業経営収入保険」という。）

(二) 被保険者で保険金の支払が見込まれるものに対し、その見込額の範囲内で、当該被保険者の農業経営の安定に必要な資金を貸し付ける事業
(第百七十五条第二項関係)

二 農業経営収入保険の仕組み

(一) 農業経営収入保険の保険資格者は、農業を営む者であつて、青色申告書を提出する個人又は法人とすること。ただし、農業共済事業の共済関係の存する者その他農業収入の減少について補填を行う事業を利用する者は保険資格者に該当しないものとする事。
(第百七十六条関係)

(二) 農業経営収入保険の保険関係は、保険資格者が申し込み、全国を区域とする農業共済組合連合会（以下「全国連合会」という。）がこれを承諾することによって成立するものとする事。
(第百七十七条第一項関係)

(三) 農業経営収入保険の保険金額は、保険資格者の一定期間における農業収入金額（対象農産物等（農作物、家畜及び農産物並びに農産物に簡易な加工を施したものをいい、他の農業者が生産したもの等を除く。）に係る収入金額として算出した金額をいう。以下同じ。）及び保険期間中に見込まれる農業収入金額を基礎として定める基準収入金額に一定割合を乗じて得た金額（以下「保険限度額」とい

う。)の範囲内で、保険資格者が申し出た金額とすること。

(第百七十九条第一項から第四項まで関係)

(四) 農業経営収入保険の保険料率は、危険段階ごとに、事業規程で定めるものとする。

(第百八十条第一項関係)

(五) 全国連合会は、被保険者の保険期間中の農業収入金額が保険限度額に達しないときに、当該保険限度額と当該農業収入金額との差額に、保険金額の保険限度額に対する割合を乗じて得た金額を保険金として支払うものとする。

(第百八十一条関係)

(六) 農業経営収入保険の保険関係には、被保険者が積立金を全国連合会に積み立て、被保険者の保険期間中の農業収入金額が補填限度額(基準収入金額に一定割合を乗じて得た金額に保険限度額を加えて得た金額をいう。)に達しないときに全国連合会が特約補填金を支払うことを内容とする特約をすることができるとし、当該特約補填金の金額の四分の一は当該積立金をもって充て、その四分の三は四の(一)の交付金をもって充てるものとする。

(第百八十二条関係)

(七) その他保険資格者の遵守事項、免責事由、保険期間等の保険関係に関する規定を整備すること。

三 全国連合会による農業経営収入保険事業の実施

(一) 全国連合会は、農業経営収入保険事業を行うことができるものとする。

(第百七十五条第一項関係)

(二) 全国連合会は、農業経営収入保険事業に係る業務の一部を農業共済組合等に委託することができるものとする。

(第百八十八条関係)

(三) 全国連合会の役職員等は、農業経営収入保険に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

(第百八十九条関係)

(四) 全国連合会は、農業経営収入保険事業の実施に関し、同種の事業者との連携及び技術的な協力の確保に努めるとともに、国等の関係者に対し、必要な協力を求めることができるものとする。

(第百九十条関係)

四 農業経営収入保険に係る保険料等の国庫負担及び政府の再保険事業

(一) 国庫は、農業経営収入保険の被保険者の支払うべき保険料の二分の一に相当する金額を負担するとともに、全国連合会に対し、二の六の特約補填金の交付に充てるための交付金を交付するものとする。

こと。

(第十六条及び第十八条関係)

(二) 政府は、全国連合会が農業経営収入保険によって被保険者に対して負う保険責任を再保険するものとする事。

(第二百四条関係)

五 独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務

独立行政法人農林漁業信用基金は、全国連合会が、農業経営収入保険に係る保険金の支払又は一の(二)の貸付けに關して必要とする資金の貸付け及びこれらに關して金融機關に対し負担する債務の保証を行うものとする事。

(第二百十四条第一項第二号及び第四号関係)

第四 農業共済事業の見直し

一 農作物共済に係る農業共済組合への加入及び共済關係の成立について、農作物共済の加入資格者となるに至った者は、その時に、農業共済組合の組合員となる当然加入制及び農業共済組合の組合員となつた時に共済關係が成立する仕組みを廃止すること。

(旧第十六条第一項から第三項まで及び第四百四条から第四百四条の六まで関係)

二 家畜共済を死亡廢用共済及び疾病傷害共済に分離すること。

(第九十七条第二項並びに第九十八条第一項第二号及び第三号関係)

三 各共済事業の共済掛金率は、危険段階ごとに、事業規程等で定めるものとする。

(第三百三十七条第一項等関係)

四 共済金額の設定方式、共済金の算定方法、共済事故の除外、免責事由、共済責任期間その他の各共済事業の運営の細目に関し、政省令に委任するための規定を整備すること。全国連合会以外の農業共済組合連合会（以下「都道府県連合会」という。）が行う農業共済責任保険事業並びに政府の再保険事業及び保険事業についても、同様とすること。

五 一定年間共済金の支払を受けない組合員等に対する共済掛金の一部相当額の払戻しを廃止すること。

(旧第二百二条関係)

第五 農業共済団体

一 全国連合会

- (一) 農業共済組合連合会の区域は、都道府県又は全国の区域とすること。
(第五条第二項関係)
- (二) 全国連合会は、農業経営収入保険事業のほか、次に掲げる事業等を行うことができるものとする。

と。

1 特定区域（三の一）の合併をした特定組合（都道府県連合会の権利義務を承継した農業共済組合をいう。以下同じ。）又は都道府県連合会の区域に相当する区域をいう。）を実施区域とする共済事業
業
（第百条第一項及び第二項関係）

2 特定区域以外の区域を実施区域とし、農業共済組合等が行う共済事業の共済目的とされていないものを共済目的とする共済事業
（第百条第三項関係）

3 特定組合が負う任意共済に係る共済責任を相互に保険する事業及び都道府県連合会が負う任意共済に係る保険責任を相互に再保険する事業
（第百七十三条第一号及び第四号関係）

(三) 全国連合会の組合員たる資格を有する者は、特定組合及び都道府県連合会のほか、全国連合会が行う共済事業の共済資格を有する者とする事。
（第二十条第三項から第五項まで関係）

二 特定組合の区域

特定組合の区域は、一又は二以上の都道府県の区域とすること。
（第五条第一項関係）

三 特定合併及び事業譲渡

(一) 全国連合会と特定組合又は全国連合会と都道府県連合会及びその組合員たる全ての農業共済組合とは、それぞれ合併することができるものとし、これらの場合において合併後存続する法人は、全国連合会とすること。
(第九十一条関係)

(二) 農業共済組合は、共済事業の全部又は一部を全国連合会に譲渡することができるものとする。
(第九十四条第一項及び第二項関係)

(三) 農業共済団体は、共済事業の効率化を図るため、合併の推進等に努めるものとする。
(第九十五条関係)

第六 監督等

一 報告及び検査

(一) 行政庁は、農業共済団体等から業務の委託を受けた者に対し、報告を求め、又は検査をすることができるものとする。
(第二百八条及び第二百九条第一項関係)

(二) 農業共済組合に対する検査は、都道府県知事の要請があり、かつ、農林水産大臣が必要があると認められる場合には、農林水産大臣及び都道府県知事が行うとともに、都道府県の区域を超える区域をその

区域とする農業共済組合及び全国連合会は、農林水産大臣が監督するものとする事。

(第二百二十四条関係)

二 罰則

秘密保持義務違反、虚偽報告等に係る罰則について所要の規定の整備を行う事。(第九章関係)

第七 附則

一 施行期日

この法律は、平成三十年四月一日から施行するものとする事。(附則第一条関係)

二 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の農業保険法(以下「新法」という。)の施行状況等を勘案し、農業保険の制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする事。(附則第十四条関係)

三 経過措置等

(一) 農業経営収入保険の保険関係等に関する新法の規定は、平成三十一年一月一日以後に保険期間が開

始する農業経営収入保険の保険関係等から適用するものとする。

(附則第十一条関係)

- (二) 農作物共済の共済関係等に関する新法の規定は平成三十一年産の農作物に係る共済関係等から、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係等に関する新法の規定は平成三十一年一月一日以後に共済責任期間等が開始するこれらの共済関係等から、それぞれ適用するものとする。

(附則第七条から第九条まで関係)

- (三) 共済掛金の一部の払戻しは、平成三十四年三月三十一日までの間に限り、行うことができるものとする。

(附則第十条関係)

- (四) その他所要の経過措置を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うこと。